

岩手県告示第 972 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 129 条第 3 項の規定により、次のとおり上猿ヶ石川漁業協同組合の遊漁規則の変更を認可した。

平成 18 年 10 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 漁業権者の名称及び住所

(1) 名称 上猿ヶ石川漁業協同組合

(2) 住所 遠野市早瀬町二丁目 4 番 21 号

2 漁業権の免許番号 内共第 28 号

3 変更の内容

第 1 条中「上閉伊郡宮守村下鱒沢第 26 地割」を「遠野市宮守町下鱒沢 26 地割」に改める。

第 7 条第 1 項中「遠野市並びに宮守村」を「遠野市」に、「70 歳」を「75 歳」に改め、同条第 2 項中「70 歳」を「75 歳」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日 平成 18 年 10 月 13 日